南越前町脱炭素ロードマップ策定業務仕様書

１．業務目的

南越前町では、令和６年６月７日に「南越前町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて、町民と事業者、行政が一体となって2050年カーボンニュートラルを目指すこととしている。

本業務では、本町の温室効果ガスの現状把握・将来推計、再エネ導入量の検討等を実施し、豊かな自然環境を未来へ繋げることを目指し「南越前町脱炭素ロードマップ(地方公共団体実行計画（区域施策編）)」を策定することを目的とする。

また、国や県の環境施策や、本町の計画等との整合を図るとともに、2030 年までの国際社会共通の目標として国連サミットで採択されたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の視点も計画策定に取り入れること。

２．業務期間

契約締結日から令和８年１月９日（金）まで

３．業務内容

（１）脱炭素ロードマップ策定(地方公共団体実行計画（区域施策編）)に向けた基礎調査

環境問題に関係する国外、国内（国・他自治体・民間）の動向について情報を収集し、傾向や特徴などについて分析・整理する。

また、本町の既存の関連計画などの動向を踏まえて、環境行政上の地域特性や課題について整理する。

（２）町民・事業者向けのアンケート調査

地球温暖化問題や再生可能エネルギーに関する理解度や、 取組状況等を調査、把握するため、アンケート調査を実施する。調査方法や内容等は、本町の地域特性等を十分に分析した上で決定すること。調査票の作成・印刷、アンケート調査票等の発送及び回収、調査結果の集計・分析については受託者が実施する。

（３）現況の温室効果ガス排出量の把握

環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル　算定手法編」等を活用し、推計に必要な最新の統計資料・データ等を収集・整理し、本町における現況の温室効果ガス排出量（部門別）を推計の上、要因分析を行う。

（４）温室効果ガス排出量の将来推計（BAU・脱炭素ケース）

本町の地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合（BAUシナリオ）や、温室効果ガス排出量の削減対策の効果を踏まえた場合（脱炭素シナリオ）の将来の温室効果ガス排出量など、可能な限り複数の枠組みについて将来推計を行うこと。

（５）2050年の脱炭素社会実現を見据えた将来ビジョンの検討・作成

本町の温室効果ガス排出量の将来推計を踏まえ、2050年までにカーボンニュートラルを達成した社会に向けた将来ビジョンを作成する。

なお、各行政計画も参考にしつつ、将来的に本町に起こり得る変化、それにより生じる課題、カーボンニュートラルの実現に向けた施策による社会インフラや人々の行動の変化、脱炭素施策による地域の経済的・社会的課題の統合的な解決等を検討する。

（６）再生可能エネルギー導入目標及び温室効果ガス排出量の削減目標の設定

本町の温室効果ガスの将来推計に伴うシナリオに応じた再生可能エネルギーの導入目標を設定する。導入目標は、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえ、短期的（2030年目標)、中期的（2040年目標）長期的（2050年目標）を設定する。

（７）目標達成に向けた施策の検討

本町の地域特性や温室効果ガス排出構造を踏まえ、削減目標を達成するために必要な具体的な施策を検討すること。

（８）環境審議会、庁内推進会議検討部会の開催支援

本事業の実施に当たり関係各課や地域の関係者等と合意形成を行うため、環境審議会、庁内推進会議検討部会での意見聴取を予定している（２回程度)。受託者は会議の運営支援（会議への出席、助言、資料作成補助等）を行う。

（９）南越前町脱炭素ロードマップ（案）の策定

各種会議における意見等を踏まえて、「南越前町脱炭素ロードマップ（案)」及び「南越前町脱炭素ロードマップ 概要版（案)」を作成する。

（10）打ち合わせ、協議及び報告書の作成

打ち合わせ、協議は５回程度とし、必要に応じて適宜実施する。打ち合わせ、協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受注者がとりまとめ、発注者及び受注者が確認のうえ双方が保管するものとする。

４．成果品の提出

成果品は次のとおりとする。

①　南越前町脱炭素ロードマップ（案）本編　３部

②　南越前町脱炭素ロードマップ（案）概要版（Ａ３版）　３部

③　成果物に関する電子媒体

５．業務の実施体制

受注者は、環境行政に精通した担当者（元行政職員や行政との調整経験のある者など）を配置し、町と円滑に連携できる体制を整えるものとする。

６．打合せ・協議

本業務の遂行にあたっては、担当課（担当者）との連絡を密にするように努め、十分な協議を行い、本業務が効率的かつ効果的に進められるよう最大限努力すること。

また、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。

７．その他重要事項

（１） 本業務は、「令和６年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」を活用するため、本補助事業の主旨に沿った業務運営を行うこと。

（２）受注者は、南越前町の各種計画や報告書、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル（区域施策編)、地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料等を熟読した上で、本業務を実施すること。

（３）本業務の実施に際しては、町の担当者との十分な協議のもとに進めること。

（４）本仕様書に記載されていない内容については、本町の担当者との協議の上定める。

（５）本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び町から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。

（６）南越前町情報公開条例及び南越前町個人情報保護条例を遵守すること。

（７）受注者は本業務の全てを第三者に委託し、また請け負わせることができない。

（８）成果品について、内容や品質等において本町の意向や目的に沿わない箇所が見受けられた場合、必要に応じて受注者の方で修正、または作り直しをすること。